

株主の皆様へ

株式会社アドバンスクリエイト

平成21年9月期 第1四半期配当に関するご説明

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、平成21年2月13日開催の当社取締役会におきまして、平成21年9月期 第1四半期配当を決議し、平成21年3月19日より配当金の支払いを開始いたしますが、当該配当金は「資本剰余金」を配当原資とするため「資本の払い戻し」に該当いたします。そのために、「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税務上の取扱いが異なりますので、そのお取扱いについて、ご案内させていただきます。

今回の配当金は、上述のとおり「資本の払戻し」に該当し、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得でないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際にはご注意ください。

株主の皆様が保有しておられる当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後の売却による譲渡所得税額の計算については、株主様個々のご事情によって異なりますので、以下に記載の「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧のうえ、大変お手数ですが、お取引の証券会社または最寄の税務署等にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の「取得価額」の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。

敬 具

今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・今回の配当金は、資本剰余金を原資としているため、「資本の払戻し」としての取扱いとなります。
（「配当所得及びみなし配当」には該当いたしません。）
- ・配当所得に該当する部分の金額がありませんので、所得税等の源泉徴収はございません。また、確定申告における「配当控除」の対象となりません。
- ・今回の配当金は、「資本の払戻し」に該当いたしますが、下記(2)の計算式により、「みなし譲渡損益」が発生することになりますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- ・税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされる為、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当いたします。
（みなし配当金額は「0円」、純資産減少割合は「0.047」となります。）

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額（「0円」）
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合（「0.047」）
みなし譲渡損益（①-②）	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額

〔例〕当社の株式を1株あたり 50,000円で10株購入していた場合

- ① 収入金額とみなされる金額
= 1,500円（1株あたり配当金額）× 10株 - 10株 × 0円 = 15,000円（円未満切捨て）
- ② 取得価額 = 500,000円（50,000円 × 10株）× 0.047 = 23,500円（円未満切り上げ）
- ③ みなし譲渡損益（① - ②）= 15,000円 - 23,500円 = △8,500円（この場合はみなし譲渡損）

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄の税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様のご当社の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりとなります。（純資産減少割合は「0.047」となります。）

$$\boxed{\text{1株あたりの新しい取得価額}} = \boxed{\text{1株あたりの従前の取得価額}} - \left[\boxed{\text{1株あたりの従前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合}} \right]$$

【例】当社の株式を1株あたり 50,000円で10株購入していた場合

① 新しい取得価額 = 50,000円 × 10株 - 50,000円 × 10株 × 0.047 = 476,500円（円未満切り上げ）

・証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の調整方法等につきましては、処理方法が異なりますので、お取扱いの証券会社にご確認ください。

・「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 （資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.047 （小数点以下3位未満切り上げ）

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	2009年3月19日
みなし配当額に相当する金額の1株あたりの金額	1株当たり0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 （資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第3号に規定する割合）	0.047 （小数点以下3位未満切り上げ）
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	251,051,463円

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取り扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様個々のご事情が異なりますことから全てを網羅するわけではございません。ご不明の点につきましては証券会社、税務署等にご確認くださいますようお願い申し上げます。

また、このご説明は、株主さまが今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださるようお願いいたします。

なお、このご説明は当社ホームページ(<http://www.advancecreate.co.jp/ir/index.html>)上に掲載いたします。